

第7回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

1 開催日時

平成29年2月9日（木）午後3時～午後5時

2 場所

秋田地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

（地裁）嘉手苧拓也，伽羅谷美穂，窪木稔（家裁兼務），倉部稲穂，塚田貢，
外山奈央子，長沼奈絵子，三浦隆昭

（家裁）大友徳章，柏木良太，門脇琢也，窪木稔（地裁兼務），小棚木均，
齊藤顕，丸野内真理子，宮野素子，山本尚子

（説明者）

佐々木民事主任書記官，古関民事訟廷管理官，安倍刑事主任書記官，伊藤家庭裁判所首席書記官

（事務局）

住澤事務局長（地家裁兼務），佐藤民事首席書記官，宮城刑事首席書記官，
板橋首席家庭裁判所調査官，伊藤家庭裁判所首席書記官，大友地方裁判所事務局次長，
内山家庭裁判所事務局次長，鈴木地方裁判所総務課長，山方秋田檢察審査会事務局長，
星地方裁判所総務課庶務係長

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）委員長選出

地方裁判所委員会規則及び家庭裁判所委員会規則各6条1項により，委員長として窪木委員が選任された。

(5) 協議

ア 議題「DV事件の現状について」

(ア) 基調説明

佐々木民事主任書記官及び古関民事訟廷管理官が「DV事件の現状について」説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「秘匿情報の取扱いについて」

(ア) 基調説明

安倍刑事主任書記官が「刑事事件における被害者特定事項の秘匿について」説明後、伊藤家裁首席書記官が「家庭裁判所における家事事件の秘匿情報の取扱いについて」説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(6) 次回期日及び次回議題

地方裁判所委員会については7月上旬、中旬頃に、家庭裁判所委員会については6月上旬、中旬頃にそれぞれ単独開催し、平成30年1月頃に地方裁判所及び家庭裁判所の合同委員会を開催する。

テーマについては、それぞれ追って調整する。

(7) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，□は説明者の発言)

1 DV事件の現状について（議事概要4の（5）のアの（イ））

- 申立て添付書類として診断書があるが、それは判断の際にどれくらいの重みをもつものなのか。医師としては骨折や打撲といった記載はできるが、それがDVによるものなのかどうかについては基本的に記載できない。どの程度のものを要求されているのか伺いたい。
- 実際の事件処理で診断書が提出されるケースは多くはない。診断書はあくまで現在の症状が記載されているものと理解している。原因についての記載はなくても構わないし、記載されていたとしても、おそらく本人がそう述べたので記載されているのだろうと裁判所は理解している。ただ、傷害を負ったということは、なかなか立証が難しいものなので、診断書があれば大変助かる。
- 裁判所は、配偶者暴力相談支援センターと警察署へ書面提出の依頼をすると思うが、配偶者暴力相談支援センターというのは相談機関なので、提出できるのは、相談者の相談内容だけである。一方、警察署については、被害者と加害者を呼び出して双方から聴取するのが一般的かと思っているが、意見書を提出する段階で、配偶者暴力相談支援センターにのみ相談していたようなケースで、警察署にも相談しておいた方が良かったと思われるケースはあったか教えていただきたい。
- 基本的には、配偶者暴力相談支援センターから提出される書面と警察署から提出される書面の内容はほぼ同じである。警察署から提出されるのは、被害者の相談内容であり、加害者から意見聴取を行った内容が提出されるわけではない。相談に行ったという事実及びその相談内容を記載したこの書面は、判断する側からすると有力な証拠となるものである。
- 普段は穏やかだが酒を飲むと暴力を振るうといったような、酒がらみのD

V事件はどれくらいの割合あるのか。そういった事案があるのであれば、保護命令を出すより医療機関で酒を断つような治療をした方が有益と考える。

- 全てのDV事件を担当しているわけではないが、2年間担当した限りでは、酒の勢いで暴力を振るったという事案はなかった。普段の日常的なやり取りの際に暴力を振るったという事案ばかりである。
- 弁護士として相談を受けた事案も、酒が原因でというものはなかった。
- 統計表を見ていただくと、平成26年は50件あった管内の新受件数は、平成27年は25件、平成28年は15件と大幅に減少している。原因として考えられるのは、支援センターの設置数である。同じ東北管内でも盛岡地裁管内は秋田地裁管内の倍くらいの件数がある。DV防止法では、支援センターは都道府県又は市町村が設けると定められているが、秋田県では県にしか設置されていない。岩手県は県のみでなく盛岡市にも設置されている。DV事件は配偶者暴力相談支援センターや警察署を介しての申立てを予定している手続なので、支援センターの数が申立ての件数に影響している原因の一つではないかと考えられる。ほかに原因として考えられることがないか伺いたい。
- 統計表の、既済事件として挙げられている認容件数、却下件数及び取下げ件数から、認容を得るためのハードルが当事者の方の期待と多少違っているのではないかとというのが私の意見である。申し立てる方というのは、緊急避難的に着の身着のまま子どもを連れて警察に飛び込んだり、助けを求めたりといった形で相談に行き、保護命令の申立てをすることになると思う。しかし、いざ申立てをすると、司法手続なので立証という壁があり、却下という結果に至る前に取下げを勧告されるということがあって、保護命令に対する期待は高いものの、その結果が得難いとなると、申立てを躊躇する方もいらっしゃるのではないかと考えるところである。では私たち弁護士が何ができるのかと考えると、緊急性や証拠集めという部分で難しいところがあると感じている。これは私個人の意見というわけでは必ずしもなく、例えば事件

を担当している中でいろいろなところから漏れ聞こえてきたことを、この場を借りて御説明させていただいた。

- 女性相談所が裁判所から書類の提出を依頼された件数は、平成27年度は11件ほどあったが、平成28年度はまだ零件である。保護命令の発令要件は、単にDVがあったということではなく、身体的暴力があったか、脅迫があったかというものがベースになり、今後本人に危害が加えられる恐れがあるかというところで判断されているのかと思うが、支援センターでも二つの要件を相談者の方に情報提供する場合がある。フアジーな部分については、場合によっては裁判所に問い合わせたりしている。女性相談所で受付している相談件数も減ってきており、その原因の解明は難しいところではあるが、相談者の中で、けがをして相談に来る件数は減ってきているのが現状である。
- 申立て件数が減少している原因の一つとして、先ほどの御指摘のとおり、裁判所の判断が厳しすぎるために申立てを躊躇させているということが考えられる。保護命令の要件は大きく分けて二つあり、一つはこれまでに暴力または脅迫を受けたこと、もう一つはこれから身体、生命に重大な危害を受けおそれがあることである。実はこの二つの要件は抽象的なものであり、実際は運用に任せられるところが大きい。私が担当した事件の中で、相手方が服役していたという事案があった。暴力を受けた時期は2年以上前で、そろそろ出所間際であるということで申し立てたが、服役により更生した可能性が高いのではないかと考えられたので取下げとなった。この事案について感想ないし御意見等を伺いたい。
- 私が勤務する教育機関にも心理相談室というところがあり、いろいろな方が相談に来られるが、暴力の話というのはよく聞く。保護命令の申立てまでいかななくても、結構な人数の方が、夫から暴力を受けていたり、両親のそういう姿を見て育ってきていたり、その多さに驚かされる。説明や統計表を見て、すそ野は広いが実際にケースとして挙がるまでには相当ハードルが高いのだということがよく分かった。先ほどの事例については、たった1度殴

られただけでも、女性の心理状態には相当響くということが実際にあって、恐怖を感じていらっしゃるのだらうと思う。その後の生活の中でも、暴力を受けたという記憶はずっと消えないということを御理解いただきたい。

- 私が勤務する組織でも外国人相談センターを設置しており、外国人に関するさまざまな相談を受けている。協会に設置しているほかに、県から任命された地域外国人相談員が9地域にいて、同様の相談に当たっている。その中にも夫から暴力を受けたという外国人の配偶者から相談があり、女性相談所を案内するという対応をしているが、やはり会話ができて読み書きがうまくできないということで諦めている部分が多いように感じている。また、こういう手続を取った場合、自分がこの先どのような状態に置かれるのか、さらに、離婚になった場合、自分がもう日本で生活できないのではないかと考えると、諦めてしまう方が多いのかなと感じている。
- 女性相談所では、裁判所の判断が厳しすぎるという感想はお持ちかどうか率直に伺いたい。
- 当所では、保護命令の発令が難しいのではないかと考えていた事案についても、発令されているケースがあるので、裁判所の判断が厳しすぎるとは考えていない。また、保護命令発令についても速やかに手続を進めていただいていると思っている。ただ、事実婚や生活の本拠を共にする交際相手に対する申立ての場合、申立ての対象となるのか線引きが難しく迷うところはある。
- ◎ 刑事事件になるケースもあると思われるが、報道などによると、以前に比べて家庭内の問題について警察が積極的に与して検挙したりすることが多くなってきているようである。以前は家庭内の問題について法律は関与しないというような時代があったが、ここ10年ほどでずいぶん変わってきており、統計によると数が増えていると聞いているし、我々も逮捕状や勾留状でそういう案件に遭遇することもある。検察官の経験や立場から、DV案件や裁判所について日頃思っていることはないか伺いたい。
- 私の感覚としても、10年前や15年前に比べると、積極的に刑事事件と

して取り上げていくという方向にあると思うし、実際のところ、以前であれば在宅送致されるような事件についても、再被害の防止という観点も含めて積極的に身柄事件として警察が逮捕してくるという事案が多くなっているというのが実情といえる。実際に保護命令に違反しているという事件は、ここ1、2年は地裁本庁に起訴された事件はないようだが、2、3年前であれば1年間に1件ずつ起訴事例があるようで、検察や警察においては、保護命令に違反するということは悪質であるとして、基本的に厳しく対応しているのが実情と認識している。

- ◎ ストーカー規制法違反という形で裁判になるようなことはあるのか。
- ストーカー規制法違反事件はコンスタントに事件が係属するという印象があるが、私が経験している範囲では、夫婦間や内縁関係というものよりは、一方は全く気がなくて、もう一方が一方的にストーカー行為を行うといった事案が多いようである。私自身は、秋田に来てから保護命令が発令されている関係人間のストーカー規制法違反事件は経験がないが、令状や公判を担当している中で、夫婦あるいは内縁関係にある男女間の傷害事件はコンスタントに目にする印象がある。その中で、初めは男性が警察に電話相談していた経緯があるが、最終的に男性が相手の女性に手を出してしまったという事案などでは、警察の対応はその時その時で難しいものがあるのではないかとこの感想を持ったことがある。
- 申立てが却下された後の夫婦関係はどうなっていくのか。夫婦関係が改善した事例の割合というのは裁判所で把握しているのか。
- ◎ 保護命令の申立てに対する判断をすれば、基本的に裁判所の手からは離れてしまうということになる。認容した場合には、各関係機関に通知をするので、場合によっては若干の情報が入ることもある。
- 申立てがされるような夫婦関係は、円満とは言えないから、認容した場合も同じだが、発令後の話し合いが必要だろうと説明している。認容の場合は直接話し合うことができないので、家庭裁判所の調停手続を利用していただ

けないかと説明し、すぐに申立てに行っているケースが多いと把握している。ほかの裁判官が取下げを勧告した事案においても、おそらく家庭裁判所の調停手続を薦めているのではないかと思われる。実際保護命令の申立ての事案は、多くの場合、家庭裁判所の調停手続に移行しているのが実情だと思われる。

- ◎ 接近禁止命令の有効期間は6か月なので、その間に調停で話がつけばいいのだが、6か月を経過した段階でまだ調停が係属中の場合には、再度の接近禁止命令を申し立てるということもあり、裁判所がもう一度判断するという場合も時々ある。関係機関との連携ということで、様々な協議会等を開催しているが、なかなか広報しづらい分野ということもあるので、御意見等があればお聞かせいただきたい。
- 県内の方が暴力を受け他県の支援センターに相談した場合、他県の裁判所に申立てできるのか。
- 管轄の問題ということになるが、秋田に住所がある方が、他県に避難した場合には、その居所を管轄する裁判所に申立てできるということになる。
- 配偶者暴力相談支援センターや警察署に相談に行った場合、こういう手続を取った方がよいとか、止めた方がよいとか指導することはあるのか。
- 個人的な感想だが、ほとんどの場合は警察に相談に行くことが多く、警察はまず裁判所に行ってくれと説明していると思われる。一方、支援センターでは保護命令も含め手続の内容や流れについてある程度説明してくれているのではないかと推測している。警察署と支援センターでは相談者への説明に違いがあると思われる。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談ということだが、配偶者暴力相談支援センターというのは、DV防止法上、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つというだけで、実際は女性相談所が配偶者暴力相談支援センターの機能を持っている。他にも県の福祉事務所が配偶者暴力相談支援センターの機能を持ち相談を受けている。そのため、相談については、DV事案に限らず

離婚相談であったり家庭内の相談であったり様々な相談内容がある。女性相談所はあくまでも相談機関なので、相談を進めて行く中で必要な情報は提供していくし、明らかに危険なケースであれば警察に相談に行ってもらうことになる。決めるのは相談者本人ということになるが、危険なケースであればこちらも強く説得する場合がある。しかし、基本的には強制権はない。女性相談所に相談して一時保護になったから終わりというわけではなく、相談者のその後の生活方法や安全確保というのが非常に大きな問題になってくる。相談者の選択肢の中で、これからの生活を考え、相談者の希望に沿って検討することになるので、必ずしも保護命令の申立てにつながるとは限らない。

- 配偶者暴力相談支援センターや警察署を介しての申立て等については、いろいろ考慮されていることが分かったが、直接裁判所に来た相談者に対しては、どのようなアナウンスをしているのか教えていただきたい。また、ホームページの表現を、例えば、配偶者の暴力にお困りの方へというような直接的な表現で記載したほうが、一般人に分かりやすいのではないかと感じた。
 - 直接裁判所にいらした相談者に対しては、女性相談所の住所や連絡先をお伝えして案内していたが、最近女性相談所からパンフレットをいただいたので、今後はそれをお渡しして案内したいと考えている。
 - ◎ ホームページの表現についての御意見は、承っておく。
- 2 秘匿情報の取扱いについて（議事概要4の（5）のイの（イ））
- 家事事件や家事調停の場合に、非開示の希望は申出によるということだが、中には知識不足でよく分からなかったり、そこまで思い至らない場合もあるのではないかと考えるが、そういった場合、裁判所では積極的に配慮したり確認したりしていくのか。
 - 裁判所では、手続案内の際もそうだが、書面が提出される都度、提出者に対し、相手方に知られて困るような事項が記載されていないかどうか、特に注意して聞くようにしている。また、秘匿する事項によっては不利益を受けるような場合もあり得ることについても説明している。例えば、調停で金銭の支払が

決まった場合に、住所を秘匿することによって、その債務名義による強制執行手続ができなくなる場合があり得るということである。

- 特に家事調停や家事審判について伺いたいのだが、当事者が開示をしないでほしいと希望したにもかかわらず、裁判所がそれは相当でないとして非開示を認めない場合はあるのかどうか。ある場合、それはどのような情報に関するものなのか伺いたい。
- 裁判所の判断で非開示を認めなかったという事案はここしばらくはない。撤回事案としては、引っ越し先の住所について秘匿の申出をしたいという方がいたが、別居する際に、その引っ越し先に相手方が手伝いで行っていることが記録上明らかだったので、秘匿情報には当たらないのではないかとということで申出を撤回してもらった事案はある。

記録の閲覧謄写の申請があった場合に、裁判所が許可しなかった事案についてもここしばらくはない。

- 裁判所の秘匿情報の管理について先ほど説明させていただいたが、情報の管理方法について御指摘やアドバイス等があれば伺いたい。
- 会社にはお客様の情報がたくさん入ってくるため、情報管理の方法や罰則規定を就業規則そのものに明文化している。具体的には、情報に接することができる従業員を少数に限定し、書面であれば保管する金庫を別にして管理している。
- 病院はカルテの管理がよく問題になる。カルテは病院が管理しているが、患者本人のものでもあるため、患者本人が開示を求めれば基本開示することになる。また、待合室で待っているとき名前を呼ばないでほしいと言われたことがあるが、医療過誤防止のために名前を呼ばせてもらっている。この問題についてはまだ結論は出ていない。
- 提出した書類について、書記官から秘匿したほうが良い事項について指摘してもらったこともあり、裁判所の秘匿情報の管理については、とても助けられていると思っている。先ほどの説明で、調停委員のメモからの情報流出の可能

性という話があったが，その辺りはどうやって防止すればよいのか難しいと感じた。

- その点については，調停委員に対し，非開示情報についてはメモに書かないようにと，研修などの際も含め，常に注意喚起している。常に見られているということを意識してほしいと伝えている。